

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の発表に関する

庁内連絡会議次第

日時：平成28年2月4日(木) 16時00分～

場所：県庁本館5階 災害対策本部室

1. 開会

2. 議題等

(1) 北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の発表に関する対応について

①国からの通知等

②関係課からの情報提供

(2) 県民への情報提供について

(3) 今後の対応について

①北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の発表に関する危機管理連絡室の設置

②危機管理課の待機体制

③庁内の連絡体制の確認

(4) その他

3. 閉会

連 絡

発出時間	送達確認	処理者
:	要(一斉FAX)	

事 務 連 絡
平成 2 8 年 2 月 3 日

各都道府県防災・危機管理担当部局長 殿

消防庁緊急事態連絡室

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の発表に関する対応について（第1報）

北朝鮮が2月8日～2月25日の間に「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射を発表したことに伴い、別添のとおり、総理指示及びお知らせが発出されていますので、情報提供します。

なお、官邸においては、本日、危機管理センターに設置している「北朝鮮による核実験実施情報に関する官邸対策室」を「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」に改称して情報を集約するとともに、内閣危機管理監等の下で関係省庁局長級会議を開催し、対応について協議を行ったところです。

また、消防庁においても、「消防庁第1次情報連絡室」を「消防庁緊急事態連絡室」に改組し、情報収集を継続中です。

<送信枚数>

本紙を含む 3 枚

<連絡先> 消防庁緊急事態連絡室

電 話 : 03-5253-7550

F A X : 03-5253-7543

総理指示

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の国際機関への通報に関し、以下のとおり指示する。

- 関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと。
- 米国や韓国等関係諸国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く自制を求めること。
- 不測の事態にも備えるなど、国民の安全・安心の確保に万全を期すこと。

お 知 ら せ

平成28年2月3日
内閣官房

1. 北朝鮮が2月8日～25日の間に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射する旨を国際機関に通報した。
2. 本件について、総理からは、
 - ① 関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと。
 - ② 米国や韓国等関係諸国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く自制を求めること。
 - ③ 不測の事態にも備えるなど、国民の安全・安心の確保に万全を期すこと。の3点について指示があった。
3. これを受け、政府においては、危機管理センターに設置している「北朝鮮による核実験実施情報に関する官邸対策室」を「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」に改称して情報を集約するとともに、内閣危機管理監等の下で関係省庁局長級会議を開催し、対応について協議を行った。
4. 核実験の実施に引き続き、北朝鮮が「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射を強行することは、我が国の安全保障上の重大な挑発行為であることから、引き続き、情報の収集・分析に全力をあげ、国民の安全と安心の確保に万全を期して参りたい。

問い合わせ先【報道機関に限る】

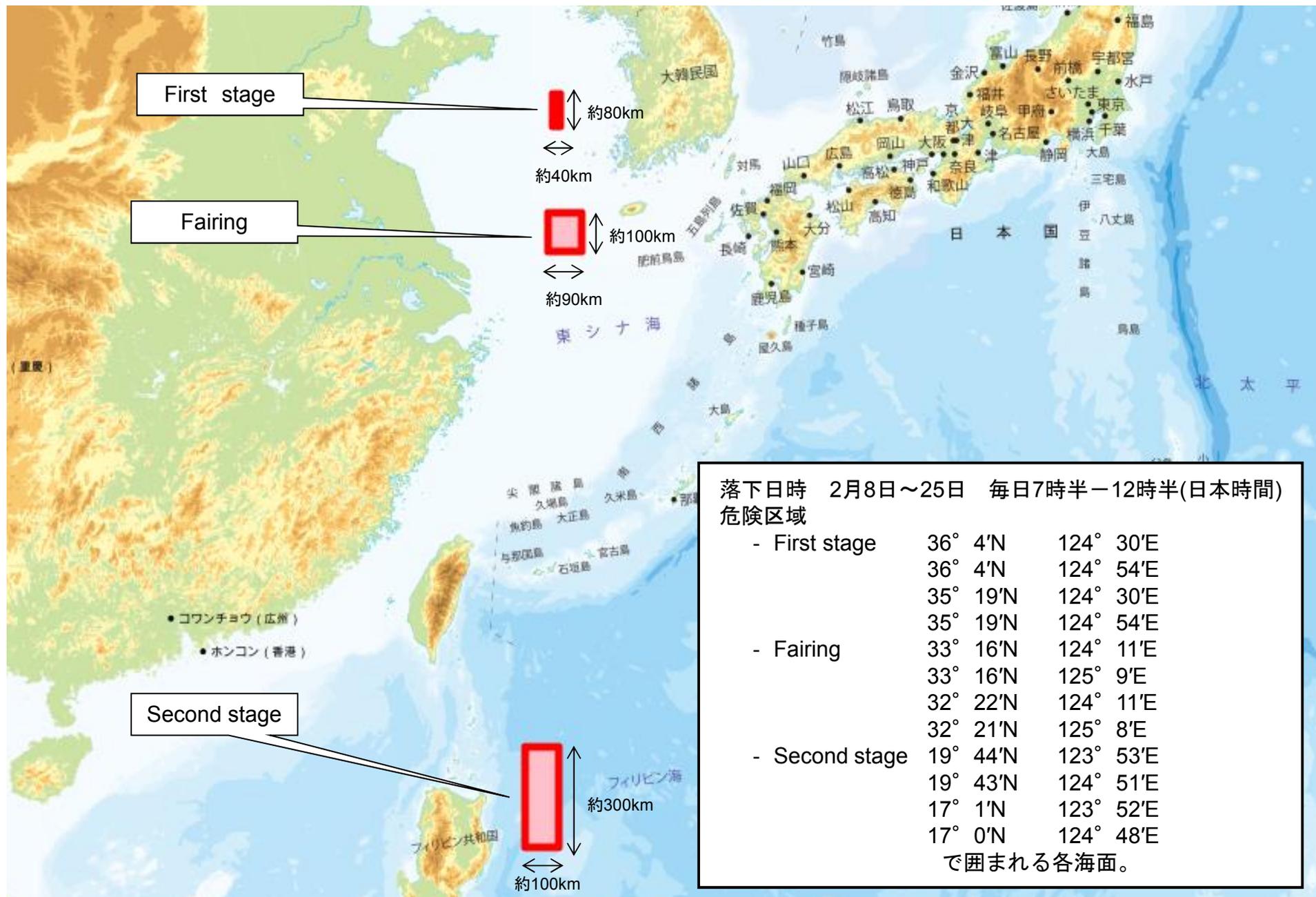
内閣官房国家安全保障局

TEL：03-6910-0358

内閣官房副長官補付（事態対処・危機管理担当）

TEL：03-3581-8929

* 緊急事態に関する対応を行っていることから、お問い合わせに対応できないことがありますので、御容赦願います。



危機管理連絡室設置要綱

(設置)

第1条 県内において、所管が不明な危機や複数部局が関係し取りまとめ部署がない危機が発生し、又は発生するおそれがあり、危機関係情報等の共有化等のため、必要があるときは、「危機管理連絡室」（以下「連絡室」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡室は、次の事項について処理する。

- (1) 危機関係情報等の共有化に関すること
- (2) 危機の予防又は応急対策の実施の協議に関すること
- (3) その他県の対応に関すること

(構成)

第3条 連絡室は、室長、副室長及び委員をもって構成する。

2 室長は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。室長は、連絡室の事務を総括し、連絡室を代表する。

3 副室長は、危機管理課副課長の職にある者をもって充てる。副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる課の副課長、課長補佐又は主任相当の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡室の会議は、室長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 連絡室の庶務は、危機管理総局危機管理課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 危機管理連絡本部設置要綱（平成19年6月1日最終改正）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

政策課	土木監理課
総務学事課	水道局総務課
環境政策課	病院局県立病院課
健康福祉総務課	教育委員会事務局総務課
産業政策課	警察本部警備課
交流推進課	室長の指定する課等
農政課	

県庁内の情報収集・連絡体制

1 危機管理課

- (1) 2月8日(月)～10日(水)、12日(金)、15日(月)～19日(金)
22日(月)～25日(木)

○ 勤務時間帯については通常勤務で対応
(但し、7:00～8:30は危機管理課員3名で対応)

- (2) 2月11日(木・祝)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日)

○ 昼間帯(7:00～13:00)は危機管理課3名で対応

2 各部局主管課・関係課

ミサイル発射による香川県への影響があった場合を想定し、連絡体制を確保する。

